

第7章 第6次プランの内容

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

主要課題1

「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実



現状と課題、基本的な考え方

本市では、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」を進めており、その実現のため、これまでも市民啓発のための講演会や市職員、教職員を対象とした人権教育に取り組んできました。

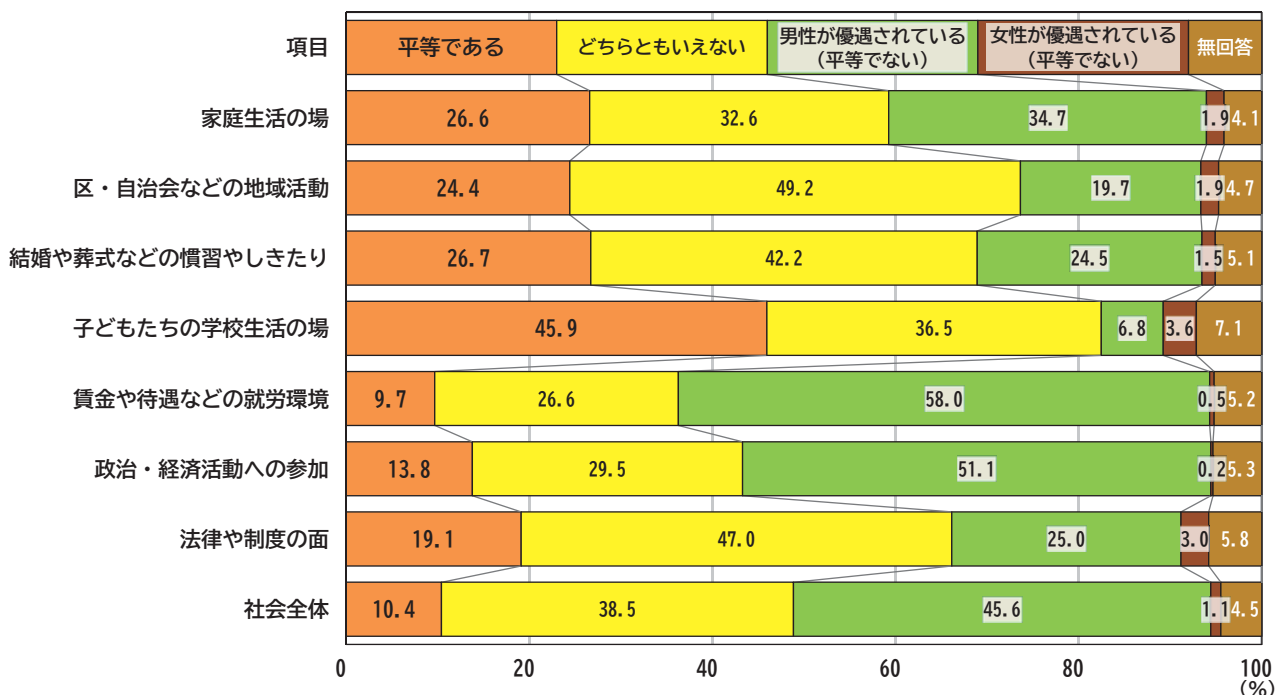
しかし、市民意識調査では、男女の平等感に関する問いに対し、「家庭生活の場」では34.7%、「賃金や待遇などの就労環境」では58.0%、「社会全体」では45.6%の人が「男性が優遇されている」と答えています。また、「女性が優遇されている」と答えた人は、「子どもたちの学校生活の場」が3.6%と最も高かったものの、依然として私たちの暮らしの中においてはあらゆる場において「男性が優遇されている」と感じている人が多いことが分かります。特に、家庭における男女平等感を見てみると、男女による差が大きく、「男性が優遇されている」と感じている男性が28.4%だったのに対し、女性が40.3%と、11.9ポイントの差が見られました。

このような現状を踏まえ、「男女の人権の尊重」の視点を加えた人権教育に取り組み、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念について理解を深める必要があります。

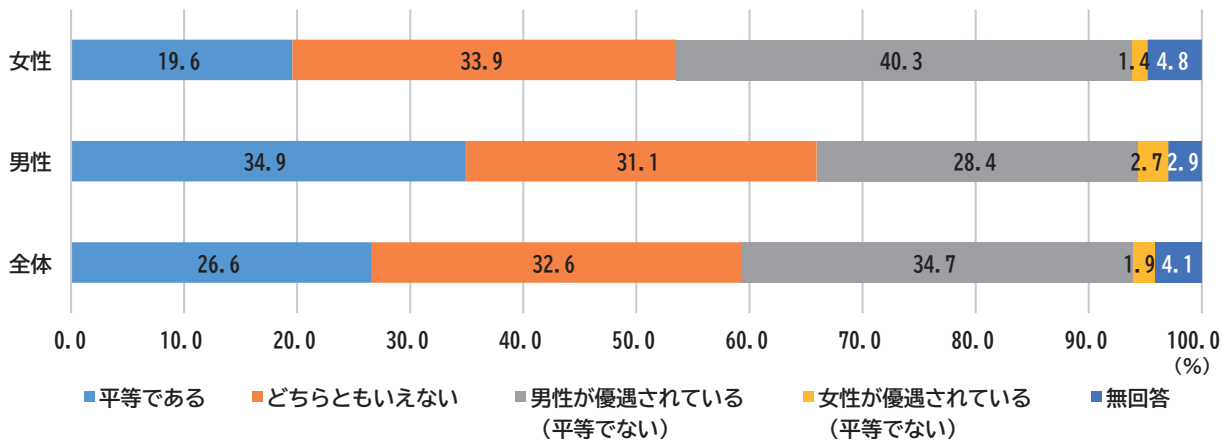
【現状・課題を示すデータ】

■市民意識調査：分野別の男女平等感

「あなたは次の各分野において、男女はどの程度平等になっていると思いますか。」（再掲）



■市民意識調査：家庭生活における男女平等感



主な施策の方向

(1) 人権尊重のための意識啓発

人権尊重に関する市民意識の啓発に努めるとともに、あらゆる人の権利擁護を推進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
1	人権・同和問題に関する市民意識啓発	「日向市人権・同和問題市民講演会」、「人権について考える市民の集い」、「日向市人権・同和教育研究大会」の開催を通して、市民の人権意識を高めます。	地域コミュニティ課 学校教育課
2	子ども、高齢者、障がいのある人の権利擁護の推進	子どもの利益が最大限尊重されるよう、また、高齢者、障がいのある人が主体的に生活できるよう、あらゆる人の権利擁護を推進します。	地域コミュニティ課 福祉課 子ども課 高齢者あんしん課 学校教育課 生涯学習課

(2) 人権尊重に関する教育の充実、講師の養成

子どもたちに対する人権教育を推進するとともに、人権講座講師の養成に努めます。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
3	人権教育の推進	子どもたちが、性別にとらわれず、それぞれの個性や能力が尊重され、能力を伸ばすことができるよう、学校・教育委員会・行政が連携して人権教育を推進します。	学校教育課 地域コミュニティ課
4	人権講座講師の養成	あらゆる人権問題の解決に向けて人権講座講師の育成・充実に努めます。	地域コミュニティ課

主要課題2

男女共同参画の浸透を図る男女双方の意識改革、制度・慣行の見直し



現状と課題、基本的な考え方

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりに男女共同参画意識の浸透を図る必要があることから、教育や学習は極めて重要な役割を果たします。

本市では、男女共同参画の拠点施設である推進ルーム「さんぴあ」において、男女共同参画に関する情報提供・各種講座を実施し、男女共同参画意識の浸透を図ってきました。

市民意識調査では、『男は外で働き、女は家庭を守るべき』という考え方に象徴される、性別によって社会的な役割や仕事を分担するという考え方についてどう思うか」という問いに対し、「反対」「どちらかといえば反対」が59.6%を占め、「賛成」「どちらかといえば賛成」の10.8%を大きく上回りました。全国調査と比較しても、固定的性別役割分担意識*に「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合が低いことが分かります。

固定的性別役割分担意識に「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人にその理由を尋ねたところ、男女ともに半数以上の人々が「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」と答えた一方、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」という回答に関しては、女性が38.2%であったのに対し、男性は45.3%と、性別による意識の違いが明らかとなっています。

今後は、未だに根強く残る固定的性別役割分担意識をはじめとした男女共同参画社会の形成を阻害する要因を取り除くため、拠点施設である推進ルーム「さんぴあ」の認知度を向上させるとともに、あらゆる世代に向けた啓発を行い、男女共同参画に向けた意識改革や理解の促進に取り組む必要があります。

また、私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものですが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものがあります。市民意識調査においても、「今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために特に必要なこと」に関して、半数以上の人々が「社会的なしきたりや古くからの慣習を改善する」と答えていることから、しきたりや制度・慣行を見直す必要があります。

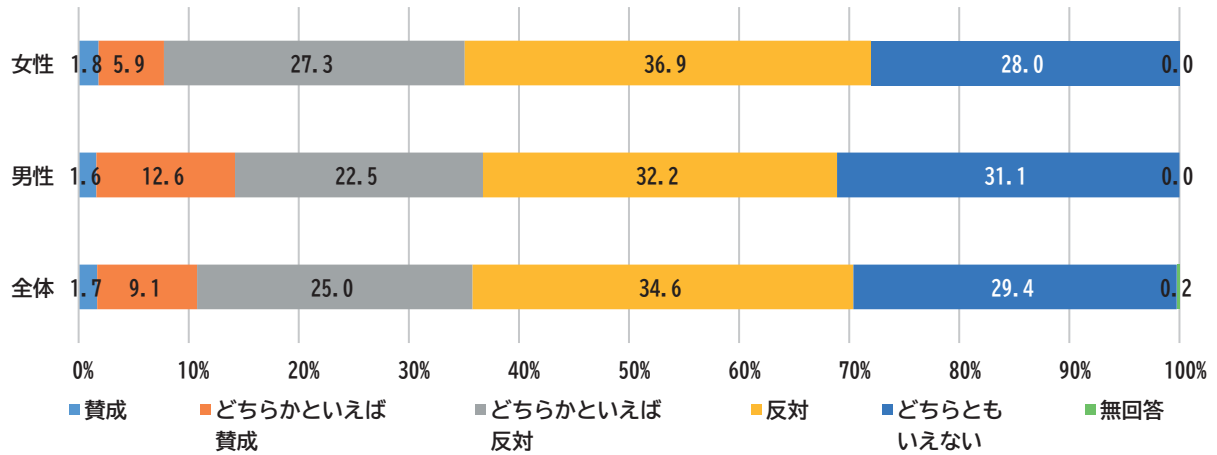
□■用語解説■□

*固定的性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

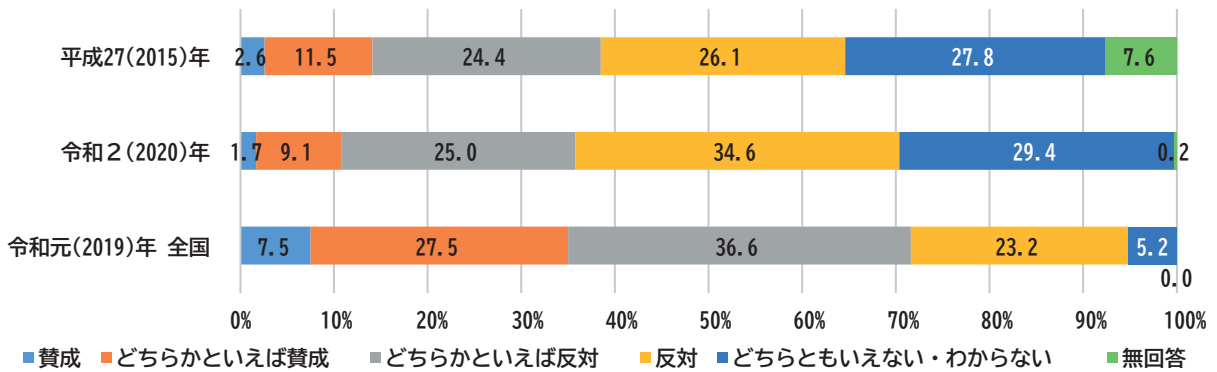
【現状・課題を示すデータ】

■市民意識調査：固定的性別役割分担意識に対する考え方（再掲）

「男は仕事、女は家庭」に象徴される性別によって社会的な役割や仕事を分担するという考え方について、あなたはどのように思いますか。」《全体回答》

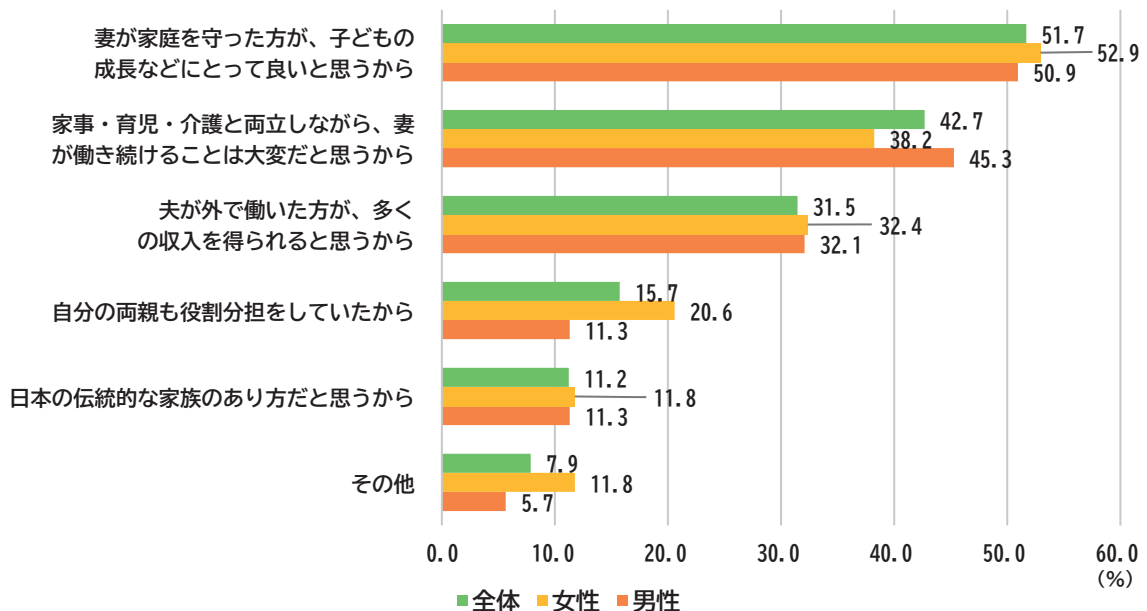


《前回（平成27（2015）年調査）と全国（令和元（2019）年調査）との比較》

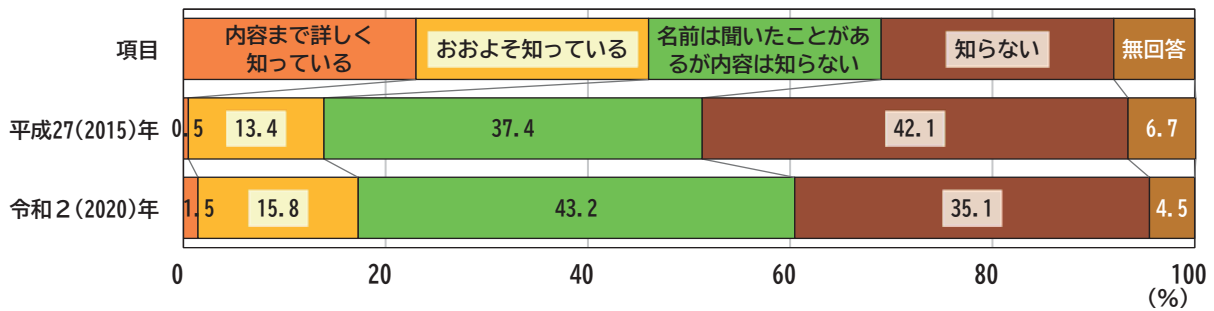


■市民意識調査：固定的性別役割分担意識を支持する理由

「男は仕事、女は家庭」に象徴される性別によって社会的な役割や仕事を分担するという考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えたのはなぜですか。」

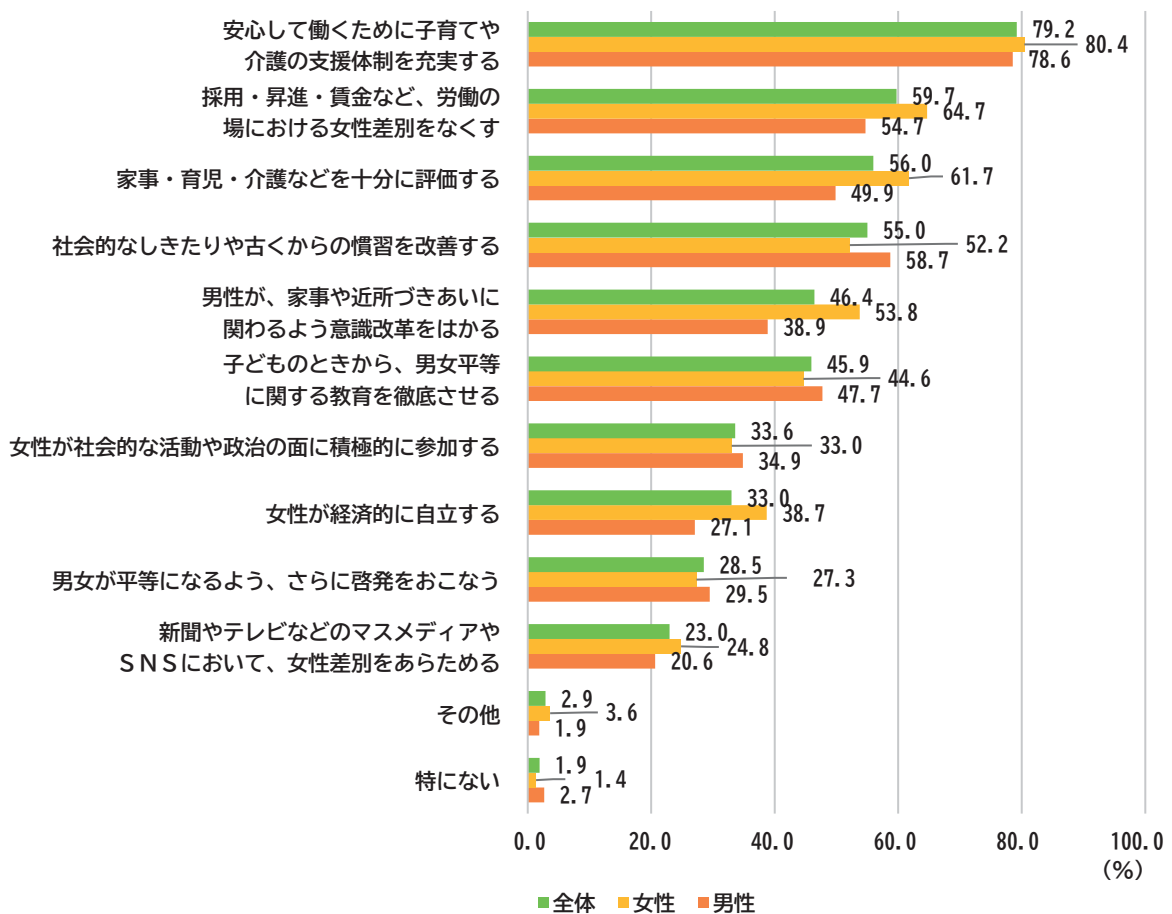


■市民意識調査：推進ルーム「さんぴあ」の認知度



■市民意識調査：男女平等を実現するために、今後特に必要なこと

「今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、特に必要だと思うことを選んでください。」(複数回答可)



■主な施策の方向

(3) 男女共同参画推進のための意識醸成、情報提供、制度・慣行の見直し【重点①】

男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った考え方が多様な生き方の選択に影響を与えることを認識し、それらを見直すため、子どもの頃からの男女平等教育や性別にとらわれないキャリア形成*等について学ぶ機会を増やします。

□用語解説□

*キャリア形成：「キャリア」は一般に「経歴」、「経験」、「発展」さらには、「関連した職務の連鎖」等と表現される。「キャリア形成」とは、このような「キャリア」の概念を前提として、個人が職業能力を作り上げていくこと。関連した職務経験の連鎖を通して職業能力を形成していくこと。

事業 番号	項目	内容	担当課・関係課
5	男女共同参画意識の啓発及び情報提供	あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する法令や国・県・市の取組に関する情報提供を行います。 また、研修開催時や広報・刊行物の作成時には、男女共同参画の視点に立って取り組みます。 さらに、男女共同参画に関する図書、雑誌を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。	関係各課 総合政策課 図書館
6	慣習・しきたりの見直しの推進	様々な場面において固定的性別役割分担意識の見直しを推進します。 また、男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しについての啓発を推進します。 さらに、各学校における「性別によらない名簿」の取組を継続します。	関係各課 地域コミュニティ課 学校教育課
7	男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する理解を深めるため、推進ルーム「さんぴあ」を拠点に、研修会やフォーラム等の啓発事業を行います。 また、家庭教育学級、高齢者学級等においても、男女共同参画社会についての理解を深めるよう努めます。	総合政策課 生涯学習課
8	男女共同参画の視点に立った教育・進路指導等の実施	児童・生徒の社会的・職業的自立の確立をめざすにあたり、各種団体と連携してキャリア教育*の推進を図ります。 また、男女別の職業意識を持つことなく、児童・生徒が主体的に将来の方向を決定できるよう、職場見学や職場体験学習を実施します。 さらに、男性教職員の育児や介護に伴う休暇・休業の取得を促進することにより、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。	学校教育課

□■用語解説■□

*キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。学校において、さまざまな教育活動を通して、一人ひとりの基礎的・汎用的能力の発達や育成、職業人としての自立を促すことが、最大の目的とされている。

(4) 研修や学習機会の提供、リーダーの養成

男女共同参画概念を深めるため、研修や学習の機会を提供します。また、男女共同参画リーダーを養成するための取組を推進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
9	男女共同参画概念を深める研修の実施	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、市職員、学校教職員、幼稚園教諭、保育士等を対象に、研修を開催します。	総合政策課 職員課 こども課 学校教育課
10	メディア・リテラシー*向上のための教育及び学習機会の提供	男女の人権を尊重した表現等を理解できるような教育を進めるとともに、学習の機会を提供します。 また、インターネットの適切な利用や危険性に関する教育・啓発を行います。	地域コミュニティ課 生涯学習課 学校教育課
11	男女共同参画リーダー養成の推進	男女共同参画について理解を広げるため、県男女共同参画センター主催の養成講座を周知するなど、推進リーダー養成を推進します。	総合政策課

□■用語解説■□

*メディア・リテラシー：メディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力。新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、電子メール、ウェブサイト、ブログなどのメディアの特性を知り、メディアからもたらされるさまざまな情報を主体的かつ批判的に受け止め読みこなす能力、電子メールやウェブサイトなどで発信する情報をもたらず影響を予測する能力、双方向コミュニケーションにおけるいろいろなトラブルを処理・回避する能力のことをいう。

主要課題3

多様性の尊重と国際理解



現状と課題、基本的な考え方

「ジェンダー平等を実現しよう」は、SDGsにおいて、目標5に位置づけられる世界的な課題となっています。また、国際化社会においては、性別、国籍を問わず、多様性尊重の視点に立った施策の推進が求められています。

また、国の第5次基本計画（第6分野）において、外国人女性が言語の違い、地域における孤立等の困難に加え、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手続き・制度等に関する多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の子どもへの支援等を含めた、多文化共生施策を総合的に推進することが求められています。

持続可能でよりよい世界をめざすため、SDGsは日本国内でも積極的に取り組まれています。

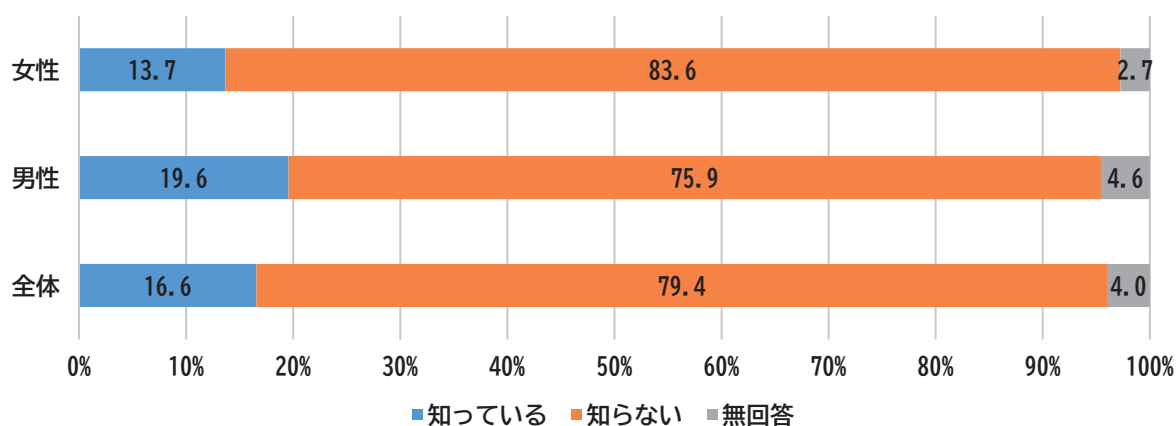
本市においても、第2期日向市総合戦略の各施策分野にSDGsがめざす17の目標を関連付けることで、めざす将来像の実現とSDGsの目標の実現に総合的かつ一体的に取り組むこととしています。

しかし、市民意識調査において、「SDGsの17の目標の中に、『ジェンダー平等を実現しよう』が入っていることを知っていますか」の問いに対し「知っている」と答えた人は16.6%にとどまるなど、ジェンダー平等の実現が世界的な目標となっていることが知られていない現状があります。

【現状・課題を示すデータ】

■市民意識調査：SDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう」についての認知度

「2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の17の目標の中に、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」が入っていることを知っていますか。」



主な施策の方向

(5) 多様な性の在り方の尊重【重点②】

人権を尊重し、男女共同参画社会を実現するために、男女が互いの身体的性差を理解しあうとともに、全ての人の属性であるSOGI（性的指向と性自認）を踏まえた配慮を行うなど、性の多様性を認め合い、個性を尊重しあうための啓発、支援を行います。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
12	性的少数者への理解促進のための啓発・支援	性的少数者に対する差別や偏見を解消し、その人権を尊重するための取組として、教育・啓発の推進及び支援制度の充実、相談体制の充実に努めます。	地域コミュニティ課
		【新規】※ あらゆる機会を通じて、全ての人の属性である「SOGI」の概念に関する正しい知識の普及に努めるとともに、あらゆる人権問題の解決に向けて、SOGI概念に関する学習機会を提供します。	総合政策課 地域コミュニティ課 生涯学習課
		【新規】 各学校において行っている「性の悩み」に関する相談体制を維持し、相談しやすい環境を作るとともに、相談者に寄り添いながら心のケアに努めます。	学校教育課

※【新規】とは、第5次プランには掲載がなく、第6次プランで新しく掲載した事業を指します。

(6) 多様な文化や価値観への理解を深める教育の推進、在住外国人の地域参画支援

在住外国人が増加していることを踏まえ、外国人が安心して暮らせる環境整備に努めます。また、多様な文化や価値観への理解を深めるため、小中学校において国際理解教育を推進するとともに、SDGsに関する学習機会を提供します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
13	外国人が安心して暮らせる環境の整備	市ホームページの多言語化や災害に関する情報発信など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。	地域コミュニティ課
14	【新規】 各小中学校における国際理解教育の推進	各学校において、外国語科や外国語活動等の授業及びALTの配置等により、他国の文化や言語の多様性について理解を深めるとともに、国際理解教育を行います。	学校教育課
15	【新規】 SDGsに関する学習機会の提供	家庭教育学級や生涯学習講座においてSDGsをテーマとした講座を実施します。	生涯学習課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍

(※第2次日向市女性活躍推進計画)

主要課題4

働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備



現状と課題、基本的な考え方

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものです。働きたい全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続けることができ、能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮できることが重要です。

国の第5次基本計画では、男性の育児休業取得促進のための新たな枠組みの導入や、個別の労働者に対する休業制度の周知の措置等を事業主へ義務付けることなどが強調されています。

市民意識調査においては、男性が家事・育児を行うことについてのイメージの問いに対し、「男性も家事・育児を行うことは当然である」と答えた人が66.3%、「子どもにいい影響を与える」と答えた人が67.8%となり、男性が家事・育児を行うことに対するイメージは好意的に受け止められていることが伺えるものの、宮崎県の令和2年度労働条件等実態調査によると、女性の育児休業取得率が97.0%であるのに対し、男性は15.8%と低い水準になっています。

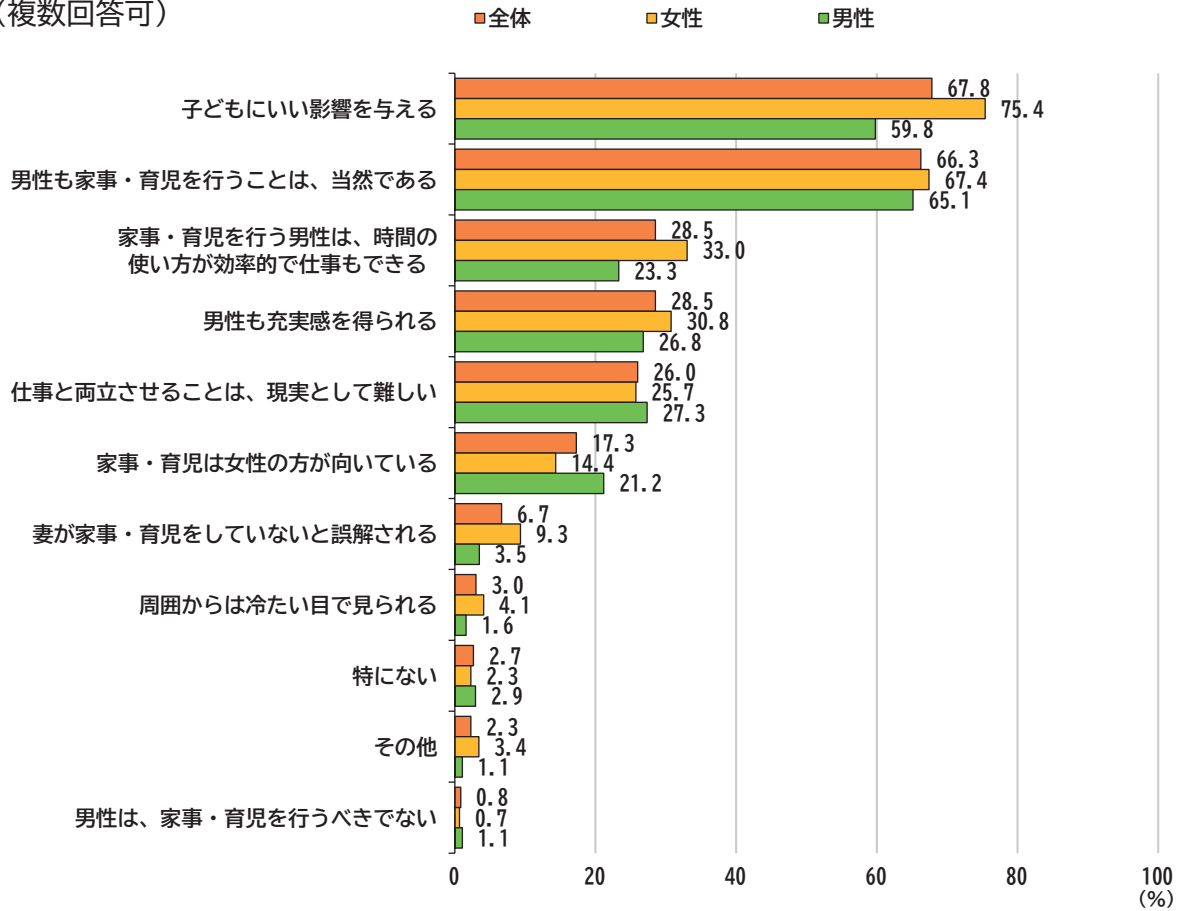
また、市民意識調査では「男性の育児休業取得率が低い理由」について、「職場に取りやすい雰囲気がないから」と答えた人が56.1%、「育児休業を取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから」と答えた人が41.0%となりました。また、「女性も男性も仕事と家庭生活・地域活動を両立するために、特にどのようなことが必要だと思いますか。」の問いに対しては、65.4%が「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備（代替要員の確保など）」と答えています。

このような状況を踏まえ、社会全体で男女が協力して家事・育児・介護等に参画する環境や「仕事と生活の調和」を実現するための就業環境の整備を促進することが急がれます。

【現状・課題を示すデータ】

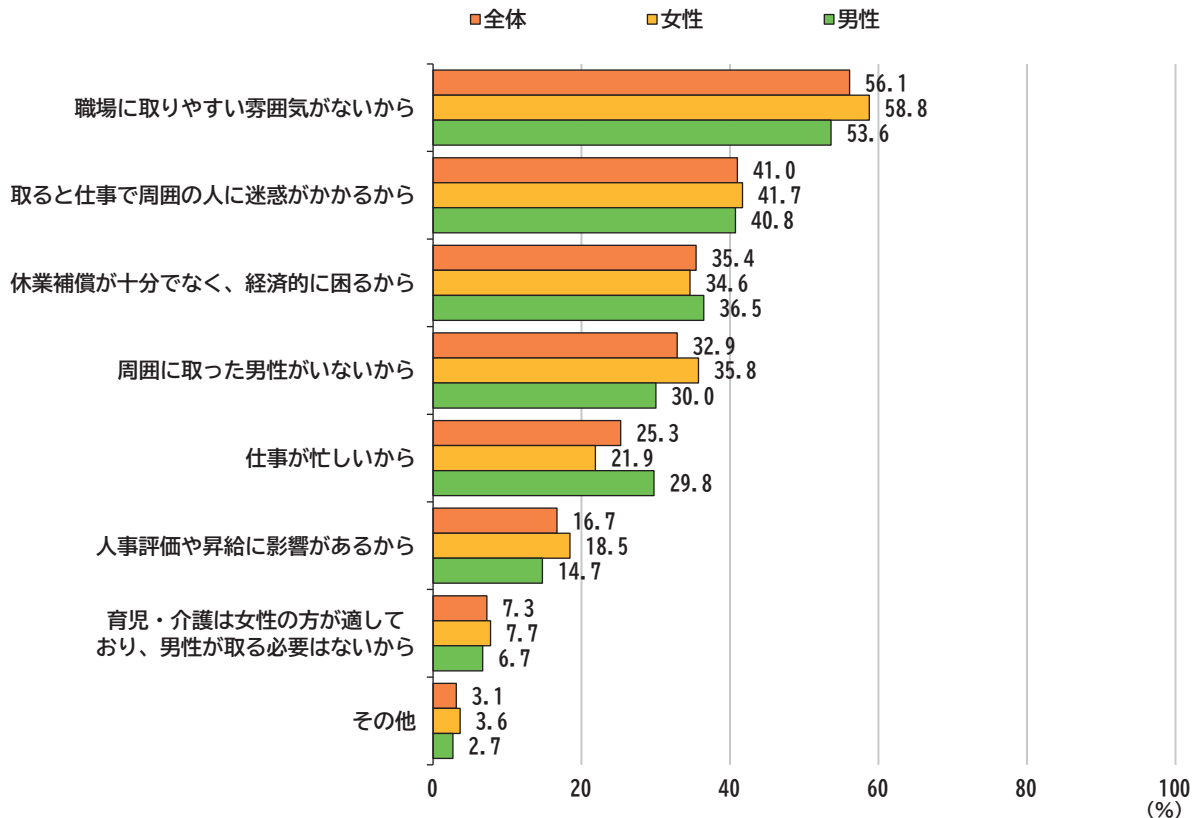
■市民意識調査：男性が家事、育児を行うことのイメージ

「あなたは、男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。」
(複数回答可)



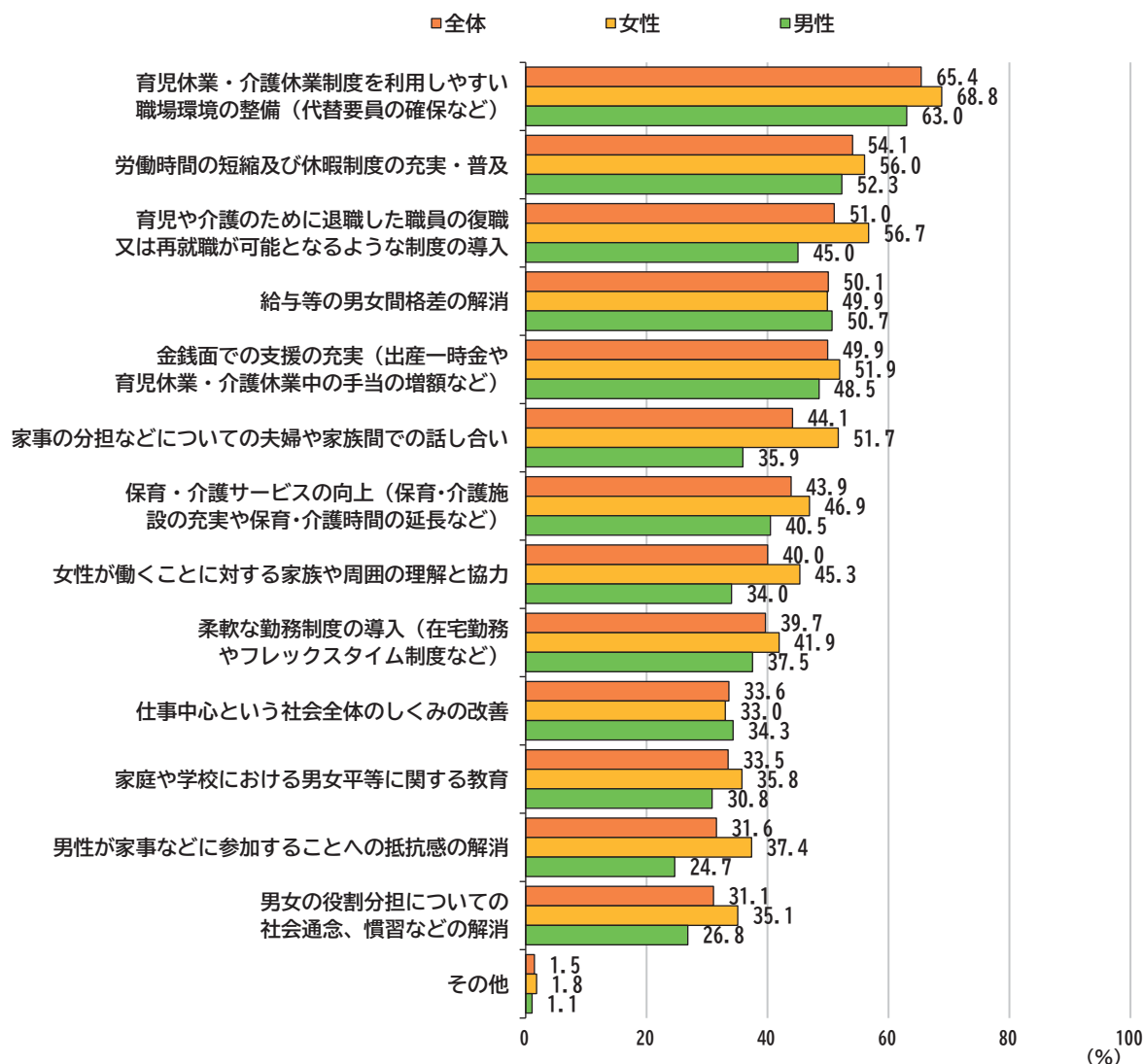
■市民意識調査：男性の育児休業取得

「男性の育児休業取得率が低い理由は何だと思いますか。」(〇は2つまで)



■市民意識調査：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の実現

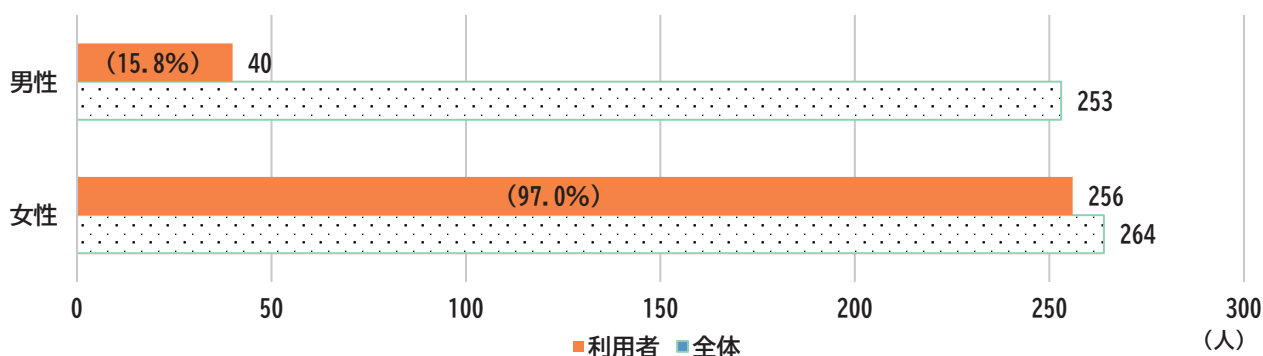
「女性も男性も仕事と家庭生活・地域活動を両立するために、特にどのようなことが必要だと思いますか。」（複数回答可）



■宮崎県内の育児休業制度の利用状況

資料：宮崎県雇用労働政策課「令和2年度労働条件等実態調査」

最近1年間の育児休業対象者のうち、令和2（2020）年8月31日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は女性が97.0%、男性が15.8%となっています。



□用語解説□

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動において、自ら希望するバランスで展開できる状態。

主な施策の方向

(7) 働く場における男女平等の促進及び雇用施策・労働環境整備の支援【重点③】
「仕事と生活の調和」を実現するための職場環境の整備を促進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
16	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定促進のための啓発・支援	労働者が100人以下の企業を対象に、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定に向けた支援を行います。	総合政策課
		【新規】 公共調達を通じ、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者の優遇措置について検討します。	総務課
17	市役所における女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画*」の推進	市役所において、男性職員の育児休業等の取得を促進します。また、採用試験時の女性受験者や係長以上の女性職員の割合を増やします。	職員課
18	仕事と家庭を両立しやすい労働環境の整備	事業者に対し、女性就労者が仕事と家庭を両立しやすい労働環境の整備に関する啓発を行います。	商工港湾課 職員課 総合政策課

(8) 安定就労や職域拡大等に関する支援

働きたい人へ就業に関する情報を提供するとともに、個人の能力が発揮できる職場環境づくりを推進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
19	女性の就職と就業継続への支援	女性の就職を支援するため、職業訓練や再就職に関する情報提供や事業者が新しい働き方を普及させるための周知に努めます。 また、農林水産業分野への新規就業を促進するため、経営に関する情報提供や家族経営協定*締結に関する支援を行います。	商工港湾課 農業畜産課 林業水産課 農業委員会
20	職場における性別格差の解消	ポジティブ・アクション*に関する情報を提供します。	総合政策課
21	【新規】 女性の人材育成	コロナ禍などによる新しい働き方に対応したデジタル人材*を育成し、就職支援に努めます。	商工港湾課

□■用語解説■□

*特定事業主行動計画：女性活躍推進法第19条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期等が定められている。

*家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

*ポジティブ・アクション：一般的に、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

*デジタル人材：明確な定義はないが、一般的には「最新のデジタル技術を活用して、企業に新たな価値を生み出す人材」を意味する。

(9) ワーク・ライフ・バランスの推進と起業支援

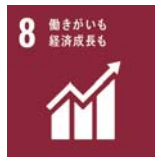
ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業や女性の起業を支援します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
22	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「社員が輝く！先進企業」として認定するとともに、先進事例として公表し、労働者の働く環境の充実を図ります。	商工港湾課
23	女性の起業支援	起業者の育成や継続的な支援を行います。	商工港湾課 ふるさと物産振興課



主要課題5

家庭における男女共同参画推進と困難を抱えた人に対する環境整備



現状と課題、基本的な考え方

少子高齢化の進行や価値観の多様化に伴い、家族形態や生活形態が多様化しています。

国の第5次基本計画では、ひとり親家庭等への総合的な支援を展開するとともに支援情報の提供を行うことや、年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた高齢男女の就労の促進や能力開発のための支援などの取組を進めることとされています。

市民意識調査において、「女性が働き続ける上で、特に問題やさまたげになっていること」を尋ねたところ、「家事・育児・介護の負担が大きいこと」と答えた人が76.5%、「保育施設や介護施設などの社会福祉施設が不十分なこと」と答えた人が44.3%となっています。

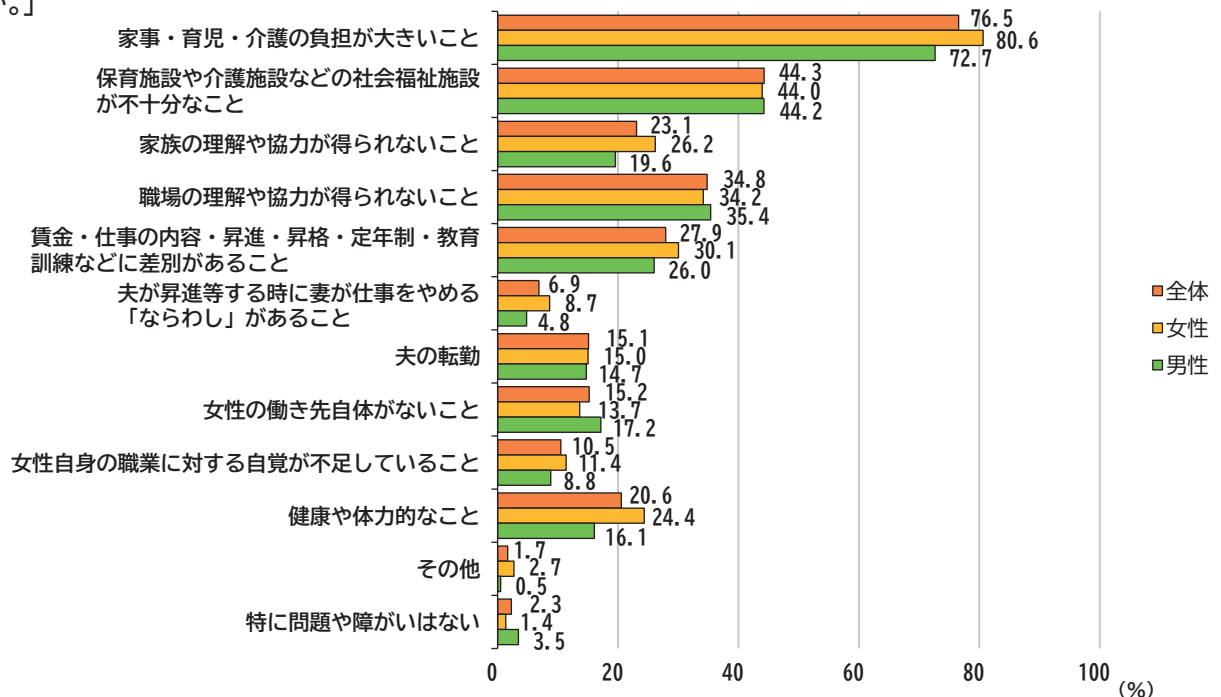
また、内閣府がまとめた男女共同参画白書 令和3(2021)年版によると、6歳未満の子どものいる共働き世帯の家事・育児関連時間は、妻が夫の4.4倍となるなど根強く残る固定的性別役割分担意識や社会インフラ*の不足が女性の労働をさまたげている状況が浮き彫りになりました。

このような状況を踏まえ、家庭における男女共同参画を推進するとともに、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人たちについての実態把握に努め、多様化する家族形態やさまざまな困難を抱えた人に対する環境整備に向けた取組を推進します。

【現状・課題を示すデータ】

■市民意識調査：女性の仕事と生活の両立のためにさまたげとなっていること

「あなたは、女性が働き続ける上で、特に問題やさまたげになっていることは何だと思いませんか。」



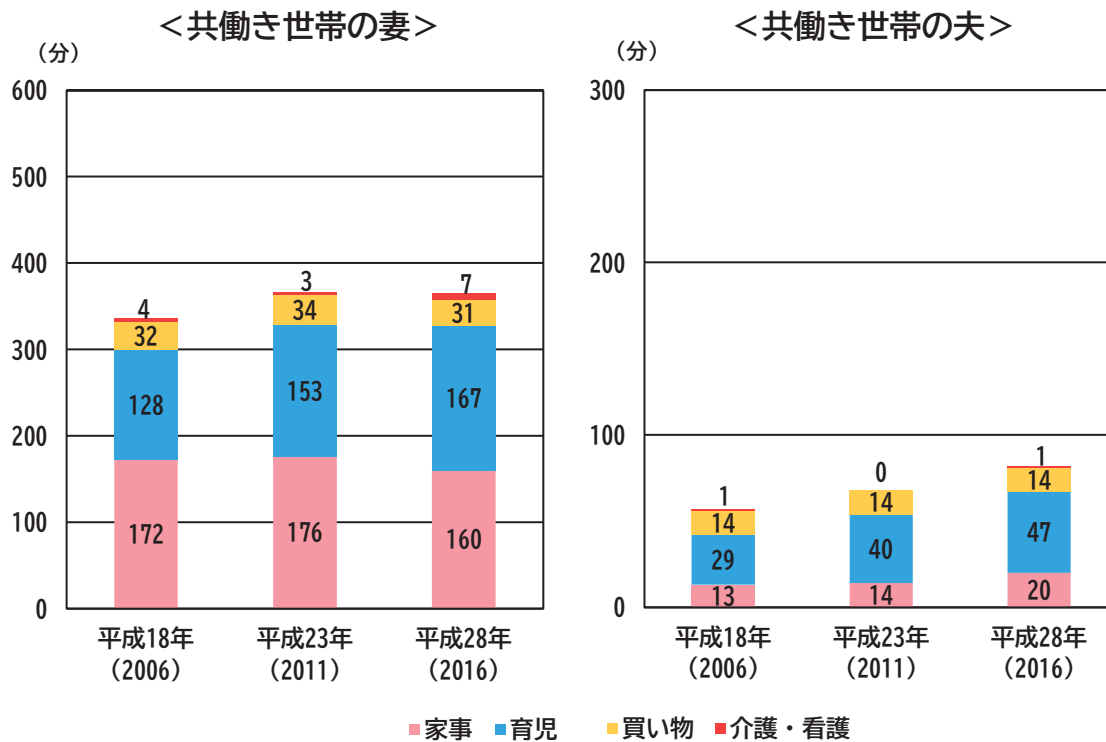
□ ■用語解説 ■ □

*社会インフラ：産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

■育児の分担割合

資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書（令和3（2021）年版）

6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻も有業（共働き）の世界）



■出生数

(人)

平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
502	523	465	471	438

■保育事業などの利用者実績

(人)

年度	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
認可保育所等入所者数	2,403	2,347	2,345	2,258	2,236
病後児保育事業	1,316	1,249	1,212	1,113	962
病児保育事業※	—	—	326	1,052	567
一時預かり保育事業	1,664	1,364	1,305	1,171	636

※病児保育事業：平成30年10月開始

主な施策の方向

(10) 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
24	男性の家事・育児・介護への参画の促進	男性が参画しやすい家事・介護等体験講座や読み聞かせイベント等の実施、育児・介護休業制度の利用を促進します。	生涯学習課 高齢者あんしん課 総合政策課 商工港湾課 図書館 こども課 職員課 環境政策課

(11) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

地域全体による子育て支援体制の整備に取り組みます。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
25	子育て支援の充実	地域社会全体で子育てを支援するため、ヘルシースタート事業*や多様な保育サービス、育児相談等を充実させます。	こども課 教育総務課 福祉課 生涯学習課
26	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭が、経済的・生活的に自立できるよう経済的支援や就業関係事業の周知を図るとともに、保育所等へ優先的に入所できるよう配慮します。	こども課

(12) 様々な困難を抱えた人が安心して暮らせる環境整備

誰もが安全・安心で、安定した生活ができる環境の整備に取り組みます。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
27	高齢者や障がいのある人への支援の充実	高齢者や障がいのある人が安全・安心に生活できるようサービスの充実や相談体制を整備するとともに、虐待防止に向けた啓発等を行います。	高齢者あんしん課 生涯学習課 福祉課

□■用語解説■□

*ヘルシースタート事業：妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行っていく事業。

事業 番号	項目	内容	担当課・関係課
28	多様化する生活形態に対応した公共施設の整備	多様な人が自らの意志で社会参画し、自立できるように、公共施設でのバリアフリー化*を推進します。	建設課 市街地整備課 建築住宅課
29	【新規】 女性の自立と生活安定への支援	女性が自立し、安定した生活を送れるよう、子どもや女性の貧困解消に向けた支援を行います。	福祉課 こども課 総合政策課

「一人ひとりが大切にされるまち日向市」をめざして



左側イラスト（原案）制作者
日向高校3年
河野衣吹さん（美術部）

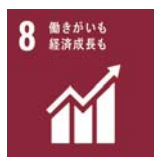


□■用語解説■□

*バリアフリー化:高齢者・障がいのある人等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。

主要課題6

政策・方針決定過程への女性の参画拡大



現状と課題、基本的な考え方

日本の人口の51.3%、有権者の51.7%を占めている女性が政策・方針決定過程へ参画することは、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現に繋がります。本市においても、政策・方針決定過程への女性の参画拡大をめざし、審議会等委員に占める女性の割合や市職員の係長職以上に占める女性の割合、女性認定農業者数の増加に取り組んできましたが、現状としては参画が進んでいるとは言い難い状況があります。進捗が遅れている主な要因は、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることや男性優位の組織運営のほか、国全体でも政治分野においては議員活動と家庭生活との両立困難やハラスメント、経済分野では管理職等への登用に向けたしくみづくりが遅れていること等があげられます。

市民意識調査においては、「政治や経済における政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由」を尋ねたところ、「男性優位の組織運営」と答えた人が52.8%、次いで「女性側の積極性が十分でない」と答えた人が42.8%と、根強く残る固定的性別役割分担意識が女性の参画を妨げている状況が浮き彫りになりました。

また、令和3（2021）年3月に世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）*」では、日本は世界156か国中120位となり、先進国の中では最低レベルとの結果が出ています。

このような中、国の第5次基本計画では、改正女性活躍推進法に基づき、新たに求められる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図ることや、政治に参画しようとする女性の育成やネットワーク構築等の場の提供を検討することが求められています。

本市では、女性の参画拡大に向け、人材育成や多様な働き方を実現している女性がロールモデル*となっていく教育など、指導的地位にある人々の性別に偏りがない社会づくりに対する取組を推進します。

【現状・課題を示すデータ】

■政策・方針決定への女性の参画状況

(%)

項目	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
審議会等委員に占める女性の割合	25.9	24.8	26.5	24.1	23.1
市職員の係長職以上に占める女性の割合	19.8	20.0	21.8	23.0	27.3

□■用語解説■□

*ジェンダーギャップ指数（GGI）：世界経済フォーラム（スイスの非営利財団）が独自に算定したもので、「経済」「政治」「教育」「健康」の4分野のデータから構成された男女格差を図る指数のこと。

*ロールモデル：自分の行動や考え方など、キャリア形成の上でお手本になる人物のこと。

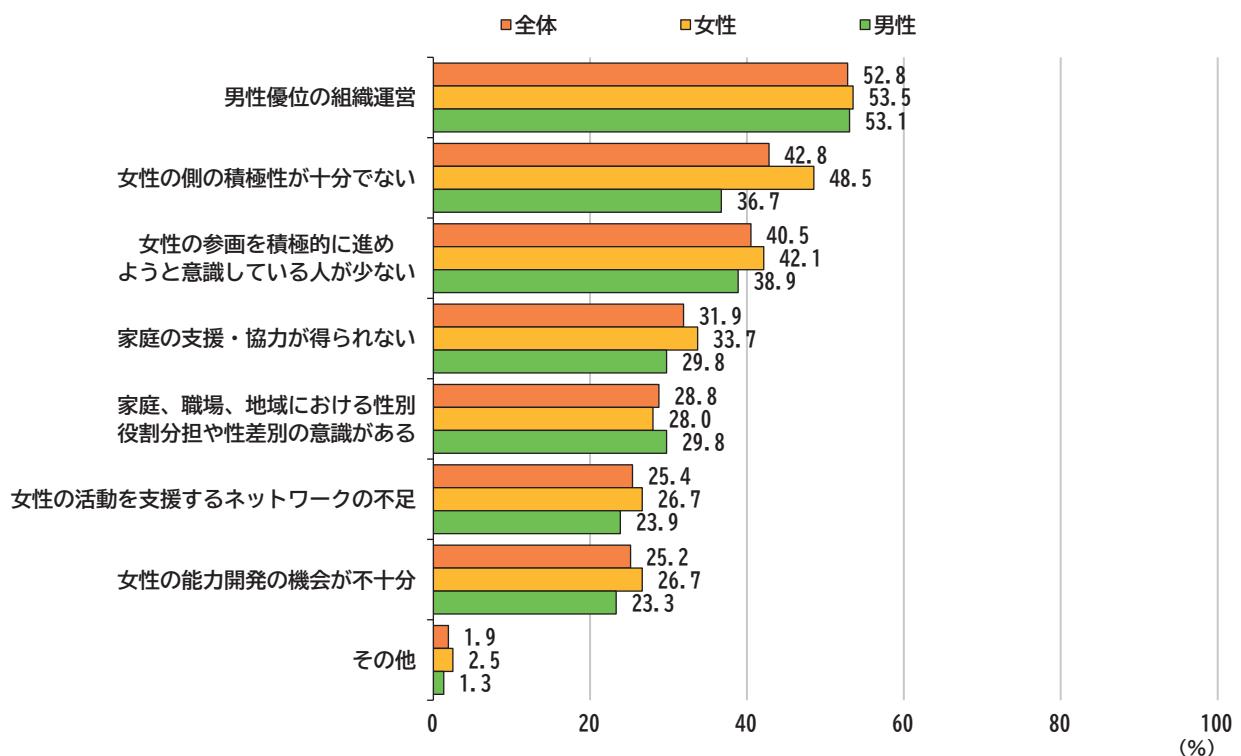
■農業分野における女性の参画状況

(経営体)

項目	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
女性認定農業者数	3	12	4	6	9

■市民意識調査：方針決定過程の女性参画

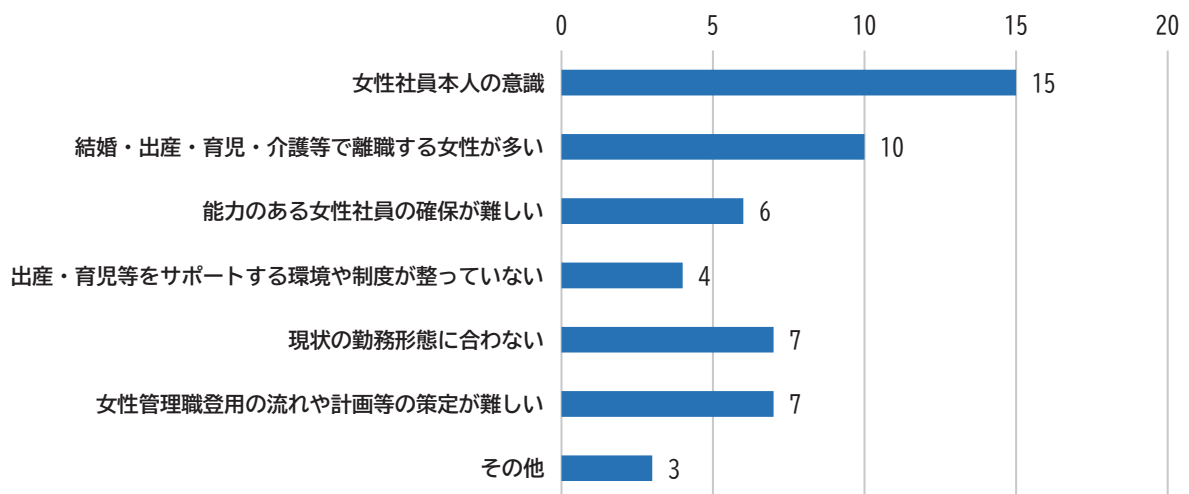
「近年、女性の社会進出は進みつつあるものの、区・自治会の長、審議会委員や議員等には、まだ女性が少ないのが現状です。このような政治や行政における政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。」(複数回答可)



■事業者アンケート

(女性管理職がいない事業者を対象とした問い)

「女性管理職登用にあたっての課題はどのようなことかお聞きします。」(複数回答可)



(件)

■ジェンダーギャップ指数（GGI）

資料：世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数 2021」

順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	イギリス	0.775
24	カナダ	0.772
30	アメリカ	0.763
63	イタリア	0.721
79	タイ	0.710
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
120	日本	0.656
121	シエラレオネ	0.655

主な施策の方向

(13) あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大【重点④】

女性の参画が少ない分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
30	審議会等への女性参画の促進	審議会等への女性の参画拡大や各種団体においての方針決定の場への女性参画を促進します。	総合政策課 関係各課
31	パブリックコメント*制度の促進	計画立案において女性からの積極的な意見の提出を促進します。	関係各課

□■用語解説■□

*パブリックコメント：行政機関が政策を実施するために法令を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組みのこと。パブコメともいう。

(14) 女性の社会的活躍のための意識向上・能力発揮支援
女性がより活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
32	農林水産業分野における女性活躍の推進	農林水産業分野における女性就業者の経営に関する研修の実施や女性認定農業者の育成等を行います。	農業畜産課 林業水産課 農業委員会
33	女性のエンパワーメント学習の充実	女性が自らの力を発揮するための学習の機会を充実させます。	関係各課
34	市役所内における方針決定過程への女性の参画拡大	男女を問わず、政策・方針決定過程への参画を推進するために、市職員に研修を実施します。	職員課



主要課題7

地域や防災分野における男女共同参画推進



現状と課題、基本的な考え方

地方では、深刻な人口流出や少子高齢化に直面しています。本市においても、第2次日向市総合計画 後期基本計画において「若者と女性に選ばれるまち」を重点戦略に掲げ、各種施策を展開していますが、持続可能な地域社会の発展や地域活動における多様化する問題解決のためには、多様な担い手が必要であることから、社会全体に根強く残る固定的性別役割分担意識を解消することが必要です。

国の第5次基本計画では、自治会をはじめとする地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成が求められています。

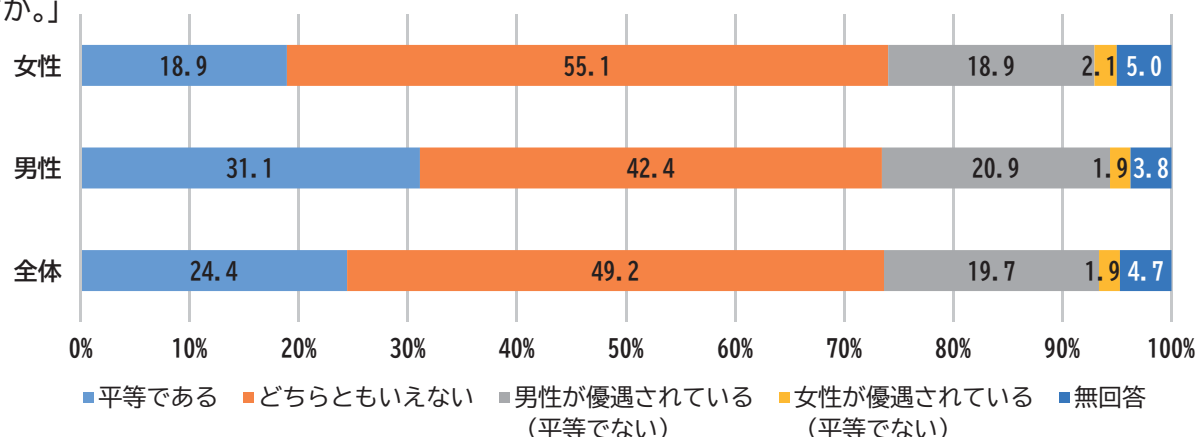
市民意識調査では、区・自治会などの地域活動における男女平等感について、「どちらともいえない」と答えた人が全体で49.2%となりましたが、「男性が優遇されている」と答えた人が19.7%、女性が優遇されていると答えた人が1.9%と、性別により平等感に大きな差が出ています。また、県内における市町村防災会議委員に占める女性の割合は6.6%、本市の消防団員数に占める女性の割合は2.5%と非常に低い状況にあります。

このような状況を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重するとともに、地域づくり・防災分野における男女共同参画の推進に取り組みます。

【現状・課題を示すデータ】

■市民意識調査：区・自治会などの地域活動における男女平等感

「あなたは、区・自治会などの地域活動において、男女はどの程度平等になっていると思いますか。」



■宮崎県内における防災会議委員に占める女性の割合

資料：内閣府総務省 令和2年版 防災白書

宮崎県防災会議			市町村防災会議		
委員総数	うち女性委員	女性の割合	委員総数	うち女性委員	女性の割合
53人	4人	7.5%	709人	47人	6.6%

■消防団員数に占める女性の割合

資料：日向市消防本部

(%)

項目	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
消防団員数に占める女性の割合	2.0	2.0	2.4	2.5	2.5

主な施策の方向

(15) 地域における男女共同参画意識の醸成と参画促進

市民による多様な地域活動の促進や市民活動リーダーの育成に努めます。

事業 番号	項目	内容	担当課・関係課
35	地域活動における男女共同参画の推進	様々な人の地域活動への参加を促進するとともに、地域社会が連携を深め、子どもたちを守り育てていく体制づくりに努めます。 また、推進ルーム「さんぴあ」において、講座や出前講座を実施し、地域活動における女性参画を促進します。	総合政策課 地域コミュニティ課 市民課 生涯学習課 学校教育課
36	市民活動のリーダーの育成	地域づくりにおいて女性の参画を図るため、リーダー育成事業への参加を促進します。	地域コミュニティ課

(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実

男女共同参画の視点に立った防災体制の充実に努めます。

事業 番号	項目	内容	担当課・関係課
37	防災対策における男女共同参画の推進	各種防災対策施策の整備の際や、総合防災訓練・防災講演会の内容は男女共同参画の視点に立ったものとし、誰もが参加しやすい事業の実施を図ります。 さらに、防災講座などの出前講座においても、様々な人や団体を対象とした講座を積極的に開催し、男女共同参画の視点に立った防災意識の向上を図ります。	防災推進課
38	消防団の充実	災害時や避難所において、多様な被災者に対する柔軟な対応が可能となるよう女性消防団員を増やします。	消防本部

基本目標 Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題 8

人権を侵害する配偶者等からの暴力の防止と救済に向けた環境の整備

(※第3次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)



現状と課題、基本的な考え方

DVは個人の尊厳を傷つけ、男女平等の実現のさまたげとなるものです。DV被害者は、多くの場合が女性ですが、女性から男性に対する暴力も存在しています。DVの背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや、根深い偏見などが存在していることから、DV根絶のためには、社会における男女間の格差是正及び意識改革が重要な課題となっています。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。国の第5次基本計画では、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を推進することや、相談に繋がりやすい体制整備、広報・啓発等による被害の潜在化の防止等の強化に取り組むこととされています。

市民意識調査では、夫や妻または恋人から「大声でどなられる」など、何らかの暴力を受けた経験があると答えた人が全体の35.4%となっています。性別ごとに見ると、女性は46.5%、男性は22.3%となっており、女性の方が多く被害を受けていることが分かります。また、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間における市へのDV相談件数は、合計で196件となっています。

本市では、平成17(2005)年3月に「日向市DV対策庁内連絡会議要綱」を、また平成18(2006)年11月には「日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議会則」を制定し、市役所内の関係部署及び関係機関のネットワークを構築、情報・意見交換を行うことにより、より迅速で適正なDV対応に努めてきました。

近年は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS*」という。)など、新たなコミュニケーションツール*の拡大に伴い、若年層を中心とした交際相手からの暴力(デートDV*)、性暴力・性犯罪が深刻な問題となっています。市民意識調査では、「交友関係や電話、SNSなどを細かく監視されたことがある」と答えた女性は、20代では20.0%となっており、5人に1人が被害にあっていることが分かります。また、「いやがっているのに性的行為を強要されたことがある」と答えた女性は、20~50代で10.0%を超えており、最多だった40代では14.9%(約7人に1人)の割合で性的暴力を受けている実態があります。

これらのことにより、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備、基盤づくりの強化を図るとともに、関係機関等と連携・協力を図りながら、暴力根絶のための取組を推進する必要があります。

□■用語解説■□

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social networking service)の略称。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。

* デートDV：交際相手からの肉体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。

* コミュニケーションツール：意志や情報を伝達するための道具。

なお、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を総合的・体系的に推進するため、主要課題8は「第3次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」として位置づけます。

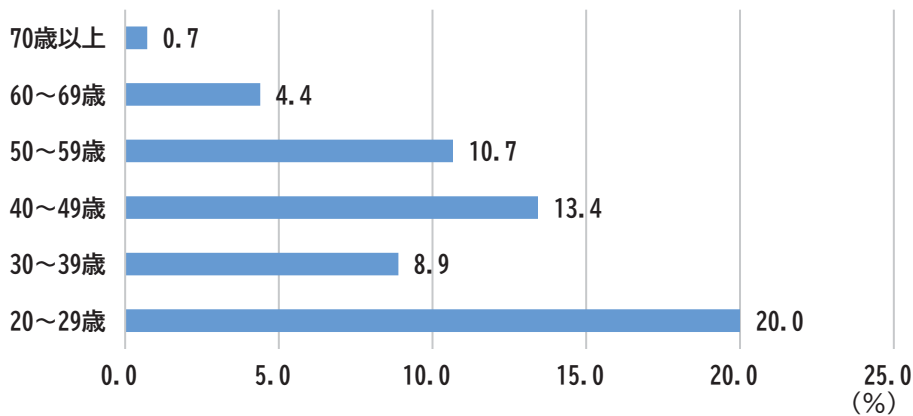
【現状・課題を示すデータ】

■市民意識調査：暴力を受けた経験

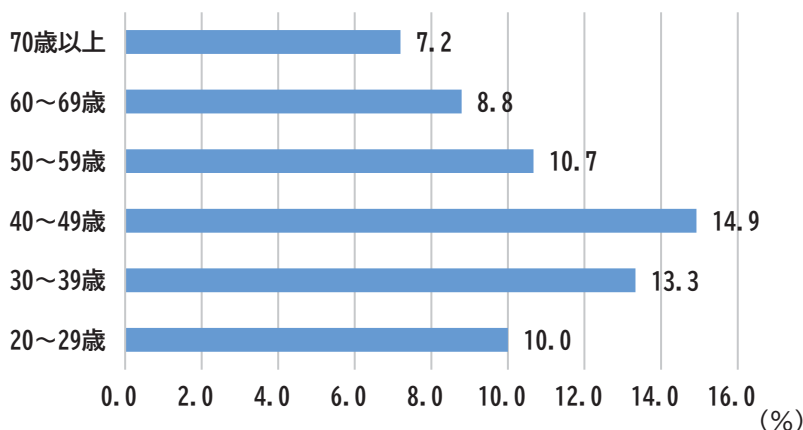
「あなたは夫や妻または恋人から、次のようなこと（「大声でどなる」、「生活費を渡さない」、「性的行為の強要」などの暴力）をされたことがありますか」（複数回答可）の設問に対し、一つでも「されたことがある」と回答した人の割合



■市民意識調査：女性のうち、「交友関係や電話、SNSなどを細かく監視されたことがある」と回答した人の割合



■市民意識調査：女性のうち、「いやがっているのに性的行為を強要されたことがある」と回答した人の割合



「第3次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の概要

1 めざすべき姿

暴力を許さない、誰もが安心して暮らすことができる地域社会

2 基本理念

- すべての人は安全・安心に暮らし、自分の生き方を自分で選び、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、「社会的な問題」です。
- DV被害者の多くは女性であり、その背景には男女の不平等な関係があることから、一人ひとりの人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- DV被害者は、年齢・障がいの有無、国籍に関わらずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 国、県及び近隣市町村、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、条例第14条を遵守するための計画として位置づけ、第6次プランとして推進します。

4 計画の体系

I	配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための啓発、学習機会の提供	
	1	暴力を許さない人権教育・啓発の推進
	2	配偶者等からの暴力防止に向けた理解の促進
II	配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実及び関係機関との連携強化	
	3	デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進
	4	相談体制の整備と充実
III	被害者・支援者の安全確保と早期発見のための仕組みづくり	
	5	被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
	6	苦情等への適切な対応の実施
	7	被害者の保護と安全確保
	8	被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
IV	被害者の生活再建支援	
	9	配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
	10	早期発見・未然防止のための仕組みづくり
	11	支援者の安全確保
IV	被害者の生活再建支援	
	12	安定した暮らしを守るための支援

主な施策の方向

(17) 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための啓発、学習機会の提供【重点⑤】

I 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための啓発、学習機会の提供

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

※枠内は「第3次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」における体系番号。以下同様。

DVは人権侵害であり、個人の問題ではなく、社会構造的な問題であるという認識が必要であることから、暴力防止に向けた人権尊重に基づく学習機会を提供するとともに、暴力防止のための予防教育に努めます。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
39	暴力防止に向けた人権尊重に基づく教育・学習機会の提供	家庭、教育の場、地域、職場など、あらゆる場において、男女共同の人権尊重に基づく教育・学習機会の提供に努めます。 また、関係機関と連携し、問題解決を暴力に頼らない児童・生徒を育てます。	地域コミュニティ課 生涯学習課 学校教育課

I 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための啓発、学習機会の提供

2 配偶者等からの暴力防止に向けた理解の促進

さまざまな広報媒体を用いた暴力防止のための広報、啓発に努めるとともに、支援者がDV被害者に適切に対応できるような研修機会の充実を図ります。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
40	暴力防止のための広報・啓発の推進	広報紙やホームページなどを活用して暴力防止の啓発を行います。 また、関係機関と連携を図り、加害予防の観点での男性に対する広報・啓発に関する調査・研究を進めます。 さらに、教育機関や各種団体、グループ等に対して関連書籍やDVD等の貸出を行います。	総合政策課 図書館
41	被害者への適切な対応のための研修の充実	支援者が、被害者に二次被害*を与えることなく適切な対応ができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。 また、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者へ研修機会を提供します。	総合政策課

□■用語解説■□

*二次被害：暴力にあった人が周りの人の理解のない言動で心や体がさらに傷つけられること。

I 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための啓発、学習機会の提供
 3 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

若年層に対するデートDV防止に向けた教育や啓発を推進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
42	デートDV防止に関する取組の促進	デートDV防止のため、啓発・情報提供及び研修等を実施します。 また、市の情報（広報ひゅうが、フェイスブック等）に接する機会が少ない若年層等に対する情報発信方法を検討します。	総合政策課 秘書広報課 関係各課

(18) 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実及び関係機関との連携強化

II 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実及び関係機関との連携強化
 4 相談体制の整備と充実

相談体制の充実に努めるとともに、相談者の障がいや使用する言語に応じた対応が可能な相談機関の情報提供を行います。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
43	相談体制の充実	被害者のプライバシー保護や心情に配慮した相談体制の充実を図るとともに、相談を受ける職員の人権意識の向上に取り組みます。	総合政策課 市民課 福祉課 こども課 高齢者あんしん課 学校教育課
44	相談窓口の周知・情報提供の推進	相談窓口の周知に努めるとともに、相談者の障がいや使用する言語に応じた対応が可能な相談機関を把握し、情報提供するよう努めます。	総合政策課

II 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実及び関係機関との連携強化
 5 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

被害者の立場に立った支援ができるよう、市役所内や外部関係機関との連携を図ります。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
45	関係機関との連携の強化	DV対策庁内連絡会議や日向地区DV相談機関ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図るとともに、休日や時間外に発生する保護案件に関する連絡体制一覧表を必要に応じて改定し、周知します。	総合政策課

Ⅱ 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実及び関係機関との連携強化

6 苦情等への適切な対応の実施

被害者の保護に関し、苦情の申し出があった場合は適切かつ迅速に処理します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
46	苦情に対する適切な処理	配偶者暴力防止法第9条の2に基づき、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して、被害者から苦情の申し出があった場合は適切かつ迅速に処理します。	関係各課

(19) 被害者・支援者の安全確保と早期発見のための仕組みづくり

Ⅲ 被害者・支援者の安全確保と早期発見のための仕組みづくり

7 被害者の保護と安全確保

関係機関等と連携・協力を図りながら、被害者の保護、安全確保に努めます。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
47	被害者の安全確保	被害者の一時避難のための経費を確保し、県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）をはじめとする支援関係機関・団体との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	総合政策課
48	消防（救急）機関における暴力被害者への応急対応	傷病者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないか留意し、被害者の安全確保に努めます。	消防本部

Ⅲ 被害者・支援者の安全確保と早期発見のための仕組みづくり

8 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

被害者の安全確保を図るための制度を周知するとともに、施策を適切に運用します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
49	各種通報・通告制度の周知徹底及び情報提供	配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度について、様々な機会を利用して広報に努めます。 また、被害者の安全確保を図るための情報提供と支援を行います。	総合政策課 こども課 関係各課

事業 番号	項 目	内 容	担当課・関係課
50	被害者の個人情報保護の徹底	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めるとともに、医療保険制度においても、加入脱退手続における支援措置を適切に運用します。 また、災害時における安否確認情報の取扱いなど、関係機関等が被害者の個人情報を共有する場合のルールを定め、遵守します。	市民課 国民健康保険課 防災推進課 関係各課

Ⅲ 被害者・支援者の安全確保と早期発見のための仕組みづくり

9 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

暴力被害を受けたり、暴力のある家庭に育つ子どもに対し適切な支援を行います。

事業 番号	項 目	内 容	担当課・関係課
51	暴力被害を受けた子どもへの援助	児童虐待防止法に基づく通告制度の周知等を促進します。 また、様々な立場の人が子どもを見守る体制を整備し、暴力被害の早期発見に努めるとともに、暴力による被害があった場合は、関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	こども課 地域コミュニティ課 学校教育課
52	暴力のある家庭に育つ子どもへの支援	現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所、児童クラブ等に入学や転校、入所等ができるよう支援を継続するとともに、現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう配慮します。	学校教育課 こども課

Ⅲ 被害者・支援者の安全確保と早期発見のための仕組みづくり

10 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

暴力の早期発見、未然防止に努めるとともに、適切な情報提供を行います。

事業 番号	項 目	内 容	担当課・関係課
53	暴力の未然防止・早期発見及び情報提供	孤立化を防ぐ働きかけを行うとともに、関わりのある家庭、児童、高齢者などに暴力被害がないかに留意し、早期発見に努めるとともに、被害者への適切な情報提供、支援を行います。	地域コミュニティ課 市民課 福祉課 こども課 高齢者あんしん課

Ⅲ 被害者・支援者の安全確保と早期発見のための仕組みづくり

11 支援者の安全確保

支援者等の安全確保のための支援や情報提供を行います。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
54	支援者等の支援及び情報提供	支援者等の安全確保を図るため、関係機関が連携して、安全確保を図るための各種制度に関する情報提供と利用支援を行うとともに、組織全体で支援者のケアに取り組み、支援者の個人情報の管理を徹底します。 また、支援者自身は自らの心身の健康保持に努めます。	総合政策課 関係各課

(20) 被害者の生活再建支援

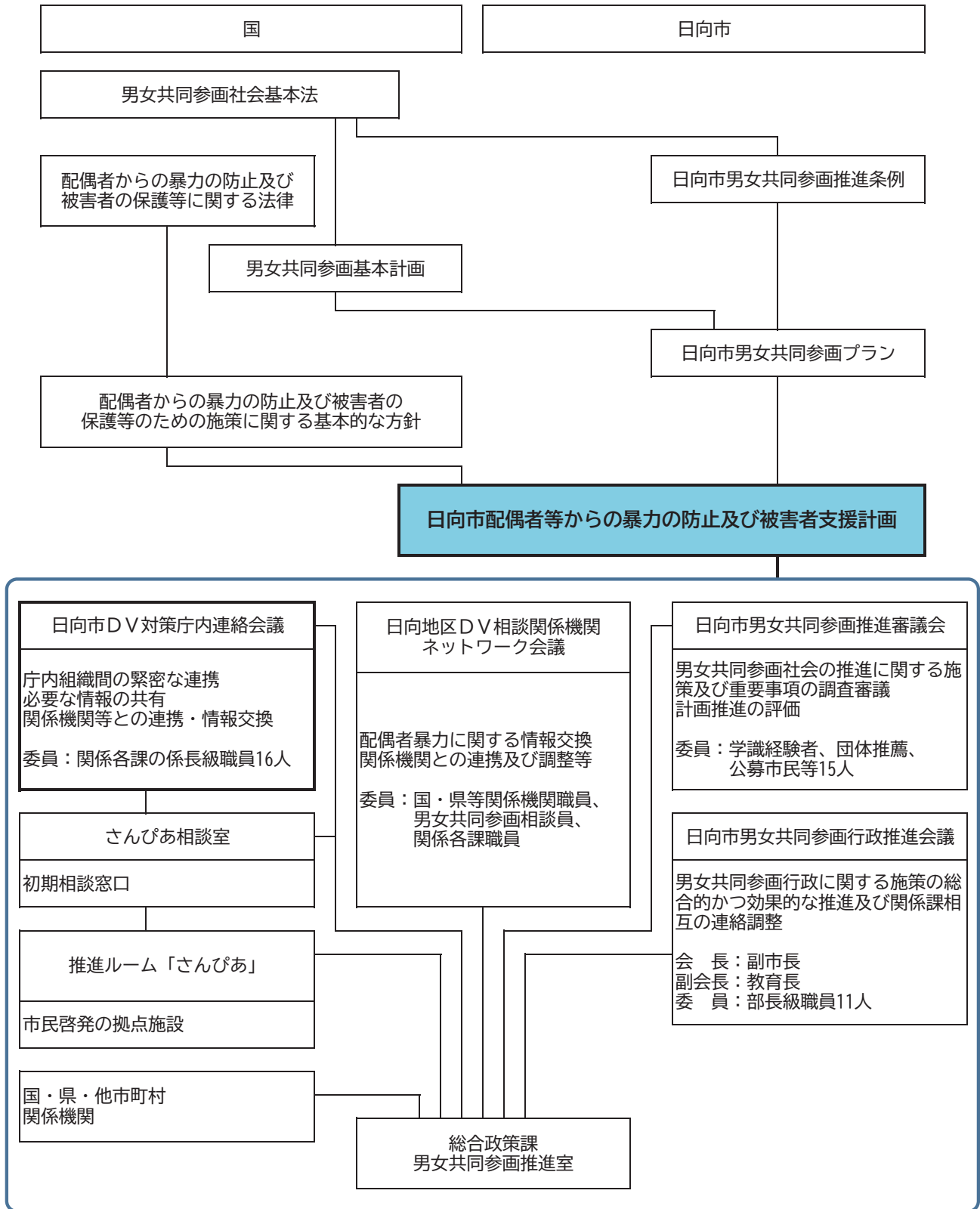
Ⅳ 被害者の生活再建支援

12 安定した暮らしを守るための支援

被害者が安定した暮らしを送るための経済的支援、情報提供、住宅確保支援などを行います。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
55	被害者に対する経済的支援	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	福祉課
56	被害者に対する各種情報提供	被害者に対し、各種保育サービスや相談事業の情報を提供し、育児の負担軽減を図ります。 また、関係機関と連携して、職業相談や技能習得、相談機関の情報提供を行います。	こども課 総合政策課 商工港湾課
57	被害者の住宅確保等に対する支援	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、市営住宅に優先的に入居できるように配慮します。 心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉施設などへの入所を支援します。	建築住宅課 福祉課 こども課 高齢者あんしん課

「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の推進体制



主要課題9

性に起因するハラスメント及び性犯罪の防止



現状と課題、基本的な考え方

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント*などのハラスメントは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成や女性活躍の推進を阻む大きな要因となる、克服すべき重要な課題です。

性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントによる被害は引き続き深刻な状況が続いており、近年は情報通信技術（ICT*）の進化やSNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらの被害は一層多様化していると言われています。

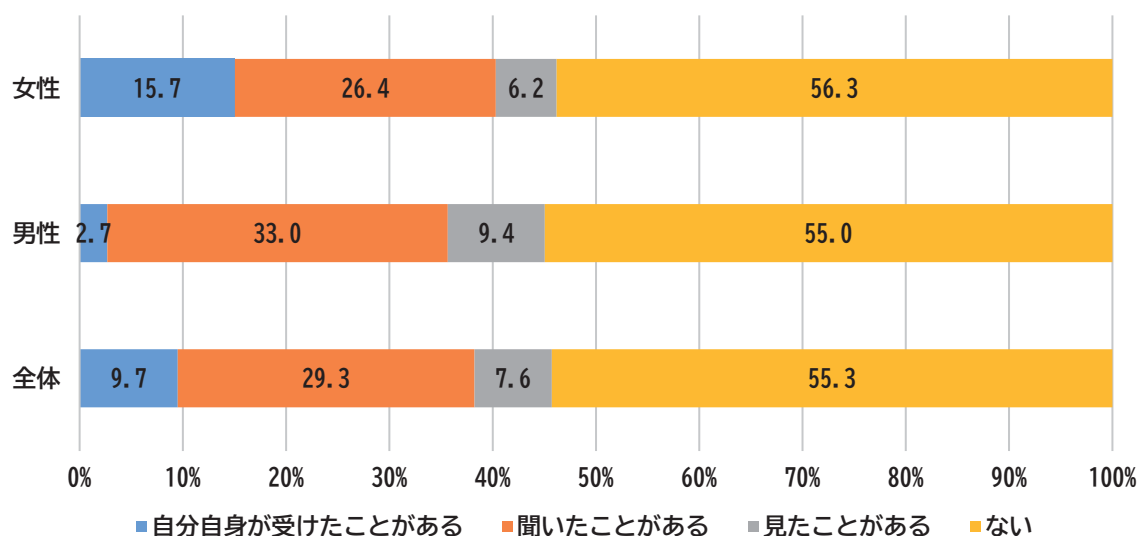
国の第5次基本計画では、相談しやすい環境の整備や、被害者のプライバシー保護及び二次被害の防止に万全を期すこと、暴力の当事者にならないための教育、学習、メディア・リテラシー向上の充実などが強調されています。

市民意識調査において、セクシュアル・ハラスメントを受けた経験を尋ねたところ、「自分自身が受けたことがある」と答えた女性は15.7%、男性は2.7%となっており、女性の方が多く被害を受けていることが分かります。

【現状・課題を示すデータ】

■市民意識調査：セクシュアル・ハラスメント被害

「あなたの身近なところ（学校・職場・地域活動）でセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を自分が受れたり、あるいは他の人が受けているのを見たり聞いたりしたことがありますか。」（複数回答可）



□■用語解説■□

*マタニティ・ハラスメント：職場において妊婦に対して行われる嫌がらせを指す言葉。俗称は「マタハラ」。

*ICT：「情報通信技術」を意味する「Information and Communication Technology」の略称。

主な施策の方向

(21) 性に起因するハラスメント・性犯罪の防止に向けた啓発、学習機会の提供

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、性に起因するハラスメント及び性犯罪の防止に向けた効果的な啓発活動を推進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
58	性被害・性暴力等の防止に関する意識啓発及び情報提供	性被害・性暴力等を防止するための意識啓発及び情報提供を行います。また、SNS等に起因する被害を防止するため、若年層への広報・啓発を行います。	総合政策課 生涯学習課
59	性に起因するハラスメントの防止に向けた意識啓発・情報提供	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど性に起因するハラスメントの防止に向けた広報・情報提供を行います。	総合政策課 商工港湾課
60	【新規】 性に起因するハラスメント防止に関する学習機会の提供	性に起因するハラスメントに関する講座、研修会を開催します。	総合政策課

(22) 相談窓口の周知、防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントに関する対策を推進するとともに、性犯罪防止のため防犯・安全対策に努めます。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
61	市役所におけるセクシュアル・ハラスメント対策の推進	「日向市職員ハラスメント等の防止及び対策に関する指針」に基づき、ハラスメントの防止に向けて周知を徹底するとともに、ハラスメント事案に対して適切に対応します。	職員課
62	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント相談の実施	各学校に配置している「セクシュアルハラスメント相談員」を中心に、ハラスメント防止に向けた啓発や事案に対して適切に対応します。	学校教育課
63	【新規】 防犯・安全対策の推進	学校・PTAと連携し、子どもが危険な場面に遭遇した場合に安心して駆け込める「こども110番・おたすけハウス」の周知に努めます。	生涯学習課
		【新規】 学校と地域、関係機関が連携して、道路や公園等における安全点検や環境整備等を行うことにより、性犯罪の予防等の観点からも市民が安心して生活できる環境づくりに努めます。	学校教育課 建設課 市街地整備課 市民課 こども課

主要課題 10

生涯を通じた心身の健康保持の支援



現状と課題、基本的な考え方

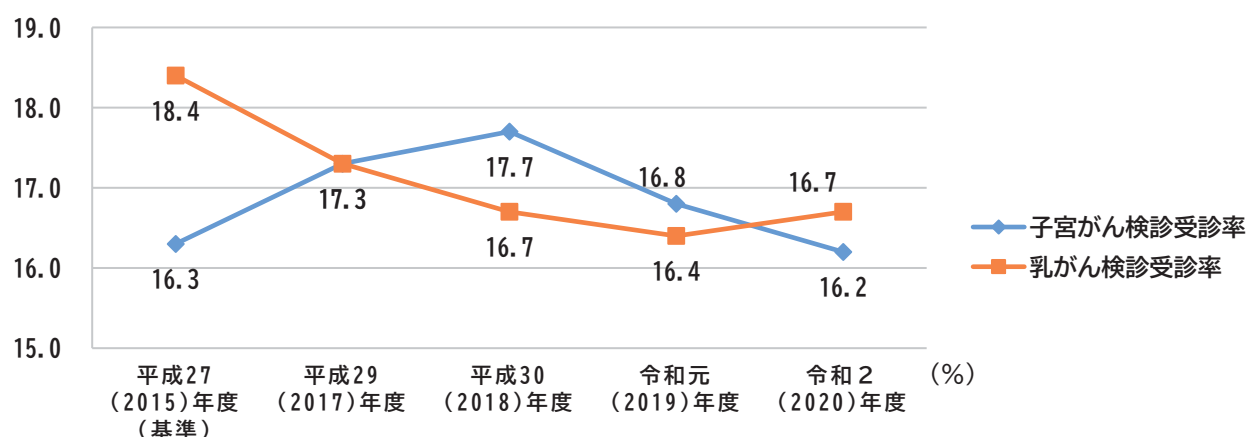
男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。特に、女性は妊娠や出産の可能性があり、その生涯を通じて男性とは異なる心身及び健康上の問題に直面するうえ、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の視点が特に重要とされています。

国の第5次基本計画では、子宮頸がん検診や乳がん検診などのさらなる受診率向上に取り組むほか、若年層に対して、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることを含む健康に関する包括的な教育・普及啓発を実施し、相談体制を整備することや職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動及び相談体制の構築の促進に取り組むことが目標とされています。

しかし、個人の意思が尊重されるべき妊娠・出産に関しては、依然として個人の尊厳への配慮が不足している状況があります。また、若い世代において望まない妊娠や性感染症の広がりに対する対策など、思春期における発達段階に応じた確かな性教育をはじめとする、多様な課題への早急な対応が求められています。

【現状・課題を示すデータ】

■第5次プランの計画期間における子宮がん検診及び乳がん検診の受診率の推移（地域保健・健康増進事業報告）



用語解説

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：平成6（1994）年にエジプト・カイロで開かれた国際人口開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスとは、「恋愛」「セックス」「避妊」「妊娠」「中絶」「出産」「性感染症」「不妊」「育児」を含む全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツとは、全てのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利や、最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のことを指す。

主な施策の方向

(23) 心身の健康づくりのための教育や意識啓発、情報提供

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念の浸透を図るとともに、年代や身体状況に応じた健康づくりのための教育や意識啓発を推進します。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
64	性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）概念に関する情報提供の推進	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識の普及に努めます。	総合政策課 こども課 健康増進課
65	生涯を通じた心身の健康づくりの推進	生涯を通じた健康管理・保持増進のため、関係団体等と連携し、年代や身体状況、ライフスタイルに応じた健康に関する知識の普及や相談しやすい環境づくり（相談窓口の周知や相談体制の充実）に努めます。	健康増進課 学校教育課 生涯学習課
66	教育の場における健康づくりに対する啓発・情報提供	児童・生徒が食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣及び飲酒や喫煙、薬物乱用等が身体に及ぼす影響について正しく理解できるよう啓発を行います。	学校教育課 生涯学習課
67	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課
68	青少年健全育成の促進	青少年育成センターを拠点に、関係機関と連携し、有害図書などの規制のための活動を行います。	生涯学習課

(24) 心身の健康づくりのための支援

性別に関わらず全ての人が、その生涯を通じて心身ともに健康を保持できるようにするための支援を行います。

事業番号	項目	内容	担当課・関係課
69	生涯スポーツの推進	各種スポーツ・レクリエーションに関する情報収集・発信に努めながら、市民が積極的に参加できるスポーツ教室を開催します。	スポーツ・文化振興課
70	各種検（健）診の受診促進	医療機関や関係機関と連携し、受診しやすい体制の充実を図るとともに、あらゆる方法を用いて検（健）診の受診勧奨に努めます。	健康増進課

数値目標一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり

主要課題1 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(1)	人権に関する講演会などへの参加者数	—	600人	地域コミュニティ課実績データ	毎年
(2)	人権講座講師研修の参加者数	—	200人	地域コミュニティ課実績データ	毎年

主要課題2 男女共同参画の浸透を図る男女双方の意識改革、制度・慣行の見直し

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(3)	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	59.6%	70.0%	市民意識調査(総合政策課)	5年ごと(次回は令和7年度)
(3)	男女共同参画社会づくり推進ルームで開催する講座等の参加者数	503人	550人	総合政策課実績データ	毎年
(3)	配偶者が出産した男性教職員のうち配偶者出産休暇を取得した職員の割合	100%	100%	休暇取得者数等調べ(学校教育課)	毎年

主要課題3 多様性の尊重と国際理解

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(5)	性的少数者に関する市民向け啓発(出前講座等)への参加者数	158人	300人	地域コミュニティ課実績データ	毎年
(6)	多文化共生社会構築のための行事数	1事業	6事業	地域コミュニティ課実績データ	毎年

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(7)	市男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合	73.0%	100%	職員課実績データ	毎年
(7)	「賃金や待遇などの就業環境において男女が平等になっている」と思う人の割合	9.7%	20.0%	市民意識調査(総合政策課)	5年ごと(次回は令和7年度)
(7)	女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数(従業員100人以下の企業)	4社	13社	厚生労働省HP	毎年
(8)	家族経営協定の新規締結農家数 既存の家族経営協定の見直し農家数	24戸 0戸	29戸 8戸	家族経営協定及び農村女性登用に関する実態調査(農業委員会)	毎年
(8)	雇用創出における人材育成セミナーへの女性の参加割合	46.8%	55.0%	日向市地域雇用創造協議会データ(商工港湾課)	毎年

主要課題5 家庭における男女共同参画推進と困難を抱えた人に対する環境整備

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(10)	図書館でのイベント等への男性の参加割合	15.0%	30.0%	図書館データ	毎年
(11)	乳幼児健診(法定健診～1歳6か月児・3歳児健診)の受診率	95.4%	100%	こども課実績データ	毎年
(11)	放課後児童クラブ利用定員数	420人	580人	こども課実績データ	毎年

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(13)	審議会等委員に占める女性の割合	23.1%	40.0%	総合政策課 実績データ	毎年
(13)	女性認定農業者数	9人	15人	農業畜産課 実績データ	毎年
(13)	市の職員の係長職以上に占める女性の割合	27.3%	32.0%	職員課 実績データ	毎年

主要課題7 地域や防災分野における男女共同参画推進

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(15)	地域づくりにおける人材育成講座等への女性の参加割合	—	50.0%	地域コミュニティ課 実績データ	毎年
(16)	避難所担当職員のうち女性の割合	38.3%	40.0%	防災推進課 実績データ	毎年
(16)	消防団員数に占める女性の割合	2.5%	5.0%	消防本部データ	毎年

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 人権を侵害する配偶者等からの暴力の防止と救済に向けた環境の整備

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(17)	職員及び関係者に対するDV防止研修への参加者数	20人	40人	総合政策課 実績データ	毎年
(17)	デートDV防止講座への参加者数	17人	40人	総合政策課 実績データ	毎年
(18)	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した割合	男性 27.4% 女性 50.0%	男性 50.0% 女性 70.0%	市民意識調査 (総合政策課)	5年ごと(次回は 令和7年度)

主要課題9 性に起因するハラスメント及び性犯罪の防止

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(21)	セクシュアルハラスメントや性犯罪防止に関する研修会等への参加者数	—	50人	総合政策課 実績データ	毎年

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

主な施策の方向	項目	現状 令和2(2020)年度	目標値 令和8(2026)年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
(23)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供の回数	0回	3回	総合政策課 実績データ	毎年
(24)	子宮がん検診の受診率 乳がん検診の受診率	16.2% 16.7%	21.0% 23.0%	地域保健・健康増進 事業報告 (健康増進課)	毎年